

- 平成 28 年度保育所等利用のご案内 -

平成 27 年 4 月に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、認可保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市町村で『支給認定』を受けることとなっています。

支給認定とは、教育・保育の給付を受けるために必要な資格で、年齢や保育の必要量により区分されています。『支給認定』の申請は、保育所等の申し込みと同時に提出となります。

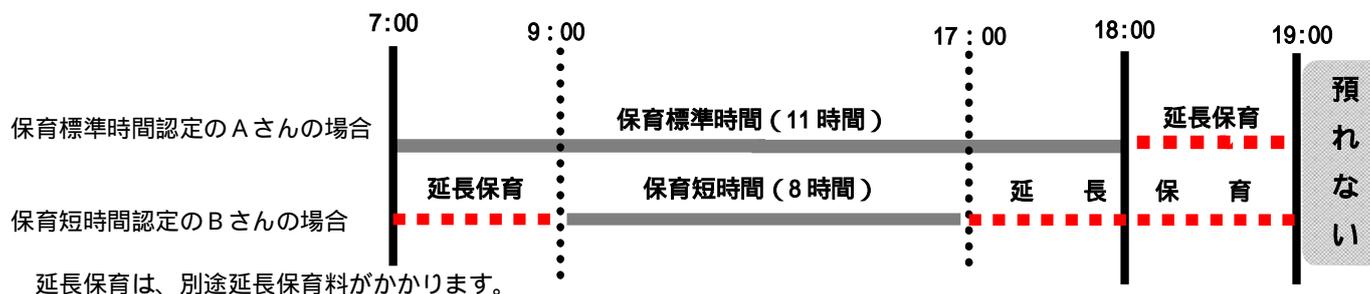
【支給認定の種類等】

| 認定区分 | | 利用時間 | 実施年齢 | 利用できる施設・事業 |
|------|--------|----------|---------|---|
| 2号認定 | 保育標準時間 | 最長 11 時間 | 3 ~ 5 歳 | 認可保育所・認定こども園（保育利用） |
| | 保育短時間 | 最長 8 時間 | | |
| 3号認定 | 保育標準時間 | 最長 11 時間 | 0 ~ 2 歳 | 認可保育所・認定こども園（保育利用） 家庭的保育事業・小規模保育事業 事業所内保育事業（地域枠）等 |
| | 保育短時間 | 最長 8 時間 | | |

開所時間・保育時間は、各保育所等によって異なります。保育所等一覧でご確認ください。

《保育時間の例》

〇〇保育園 開所時間 7 時 ~ 19 時【保育標準時間 7 時 ~ 18 時・保育短時間 9 時 ~ 17 時】の場合



【保護者の状況に応じた保育必要量】

| | 保護者の状況 | 基準 | 保育必要量 |
|----|--|--|-------------------|
| 1 | 就労 | 月 120 時間以上の労働をしている。 【目安 1 日 6 時間・週 5 日】 | 標準時間 |
| | | 月 64 時間以上の労働をしている。 【目安 1 日 4 時間・週 4 日】 | 短時間 |
| 2 | 妊娠、出産 | 出産の前後各 8 週の期間 | 標準時間 |
| 3 | 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。 | ・ 障害者手帳（1 級から 3 級）・療育手帳（重度・中度）精神保健福祉手帳の交付を受けている。 ・ 1 ヶ月以上の入院、療養 | 標準時間 又は 短時間 |
| 4 | 同居又は長期入院している親族の介護・看護 | | |
| 5 | 災害復旧 | 自宅の復旧作業に当たっている。 | 標準時間 |
| 6 | 求職活動 | 入所以後 3 ヶ月以内に限る。 | 短時間 |
| 7 | 就学 | 大学・専門学校・職業訓練校等 【目安 1 日 4 時間以上・週 4 日以上】 | 標準時間又は 短時間 |
| 8 | 虐待やDVのおそれがあること | | 標準時間 |
| 9 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | 育休該当児童が 1 歳になるまで。ただし、保育所に入所できなかった場合は 1 歳半まで。（原則、短時間認定） | 短時間 |
| 10 | その他、上記に類する状態として認められる場合 | | 標準時間又は 短時間 |

2号及び3号認定は保育必要量に応じて「保育標準時間」・「保育短時間」に分類されます。就労の場合、通勤時間等を含みますのでご注意ください。

1. 利用申請

保育所等の利用を希望される方は、支給認定申請手続きに加え、保育所等入所申請が必要となります。保育所等の利用を希望する月の申請締切日までに、必要書類をそろえて、子ども育成課（7番窓口）へ申請してください。なお、新年度（4月～）の申込期間は、毎年『広報はやま・11月号』及びホームページでご案内します。

（ア）町内に住民票があり、町内の保育所等に申し込みをするとき

平成28年4月1日入所の受付は終了しました。

| 利用開始月 | 申込期間 |
|-------------|---|
| 平成28年4月1日 | 平成27年11月24日（火）～平成27年12月4日（金） |
| 平成28年5月1日以降 | 入所を希望する2か月前から前月の15日まで 例）10月1日入所希望の場合、8月1日～9月15日までが申込期間 申込締切日が土日祝日の場合、前日までとなります。 |

（イ）町内に住民票があり、町外の保育所等に申し込みをするとき

- * 町外の保育所等に申し込みをする場合は、葉山町の様式で、子ども育成課（7番窓口）に申請してください。
- * 希望する保育所等が所在する市区町村に、申込期限、保育所等の名称、添付書類等を事前にご確認ください。希望する保育所等が所在する市区町村に町から提出書類を送付しますので、締切日に間に合うよう余裕をもって申請ください。

（ウ）町外に住民票があり、町内の保育所等に申し込みをするとき

- * 現在お住まいの市区町村へ申請してください。
- * 現在お住まいの市区町村から申請書類を町へ送付いただきますので、締切日に間に合うよう余裕をもって申請ください。
- * 原則、町内に住民票がある方を優先し利用調整を行います。なお、定員に満たなかった場合や内定者の辞退等で空きができた場合に利用調整の対象となります。（転入予定の方で締切日までに証明書類を提出された場合、町内に住民票がある方と同じ優先順位となります。）

2. 申請に必要な書類

（1）すべての方が必要な書類

| | 必要な書類 | 注意事項 | |
|---|-------------------|---|------|
| 1 | 支給認定申請書 | 印2か所 } 裏面も忘れずにご記入ください。 (印鑑をお持ちください。) | |
| 2 | 保育所等入所申請書・入所児童確認表 | | 印1か所 |
| 3 | 保育所入所状況届 | | 印1か所 |
| 4 | 保育を必要とする証明書類 | 世帯状況により異なります。次の表をご確認下さい。 | |

既に町から支給認定証が交付されている場合（転園申請の方や平成26年度中に認定は受けたが、利用が保留（待機）だった方）も、現在の世帯の状況や保育の必要性の確認を行うため、再度提出が必要です。

* 保育を必要とすることの証明書類

| 保護者等の状況 | | 必要書類 |
|--|------------|--|
| 就労 | 雇用されている方 | 『就労（雇用内定）証明書』 ・ 証明日と会社印の捺印が必須です。 ・ 産休育休中の方は、産休育休前の実績が必要です。 ・ 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ・ 変則勤務の方は、タイムスケジュール等 1 週間の勤務時間がわかる書類を提出してください。 提出された書類の内容を就労先に確認する場合があります。 |
| | 雇用が内定している方 | 『就労（雇用内定）証明書』 ・ 証明日と会社印の捺印が必須です。 ・ 雇用主による、採用予定日と採用後の就労予定日数等の証明が必要です。 |
| | 自営業の方 | 『就労（雇用内定）証明書』と『調査書』 ・ 自営業や法人登記をされていない会社にお勤めの方は、就労（雇用内定）証明書をご自身で記入の上、地区民生委員に証明を受けてください。 |
| 妊娠、出産 | | 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる部分） |
| 保護者等に病気や障害がある時 | | ・ 医師の診断書（保育が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの） ・ 障害者手帳（1 級から 3 級） ・ 療育手帳（重度・中度）精神保健福祉手帳の写し（本人欄・手帳番号・障害名が確認できる部分） |
| 病人や要介護者を介護している時 | | ・ 病人の診断書、要介護状態がわかるもの ・ 介護のタイムスケジュール |
| 災害復旧 | | 『り災証明』 |
| 求職活動 | | 求職活動中の方は、入所後 3 か月以内に保育を必要とする証明書類を提出してください。 |
| 就学 | | 『在学証明書』と時間割がわかる資料 |
| 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること | | 『就労（雇用内定）証明書』 |
| その他 | | 必要に応じて提出していただきます |

6 5 歳未満の同居親族（祖父母等）が就労している場合には、『就労（雇用内定）証明書』をご提出ください。上記書類の提出がない場合、利用調整時の優先度が下がる場合があります。

（ 2 ） その他【状況により必要な書類】

次に該当する方は、必要な書類にあるいずれかをご提出ください。

| 世帯の状況 | 必要な書類 |
|------------------------------------|--|
| 平成 2 7 年 1 月 2 日以降に転入された方 | ・ 平成 2 7 年度住民税（非）課税証明書 （平成 2 7 年 1 月 1 日にお住まいの市区町村で取得できます。） |
| きょうだい児が幼稚園等に入園している場合 | 『在園・在学証明書』 |
| 申込時に町に住民票がない方で、利用開始月の前月末日までに転入予定の方 | ・ 転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書または賃貸契約書の写し等 （内定された場合でも、期日までに転入が確認できなければ内定取消となります） |

3. 申請方法について

面接（聞き取り）を行いますので、子ども育成課（7番窓口）まで必要書類を直接お持ちください。
受付時間 平日8：30～17：00（但し12：00～13：00を除く）

4. 利用調整について

利用調整とは、町が定める基準に基づき、優先順位をつけ、保護者が希望する認可保育所等の中から、利用できるか調整を行います。基準に該当し入所の申し込みをされた方で、希望する保育所等が定員を超える場合には、別に定める選考基準により選考させていただきます。ただし、他の市町村にある保育所等を希望される場合はこの限りではありません。

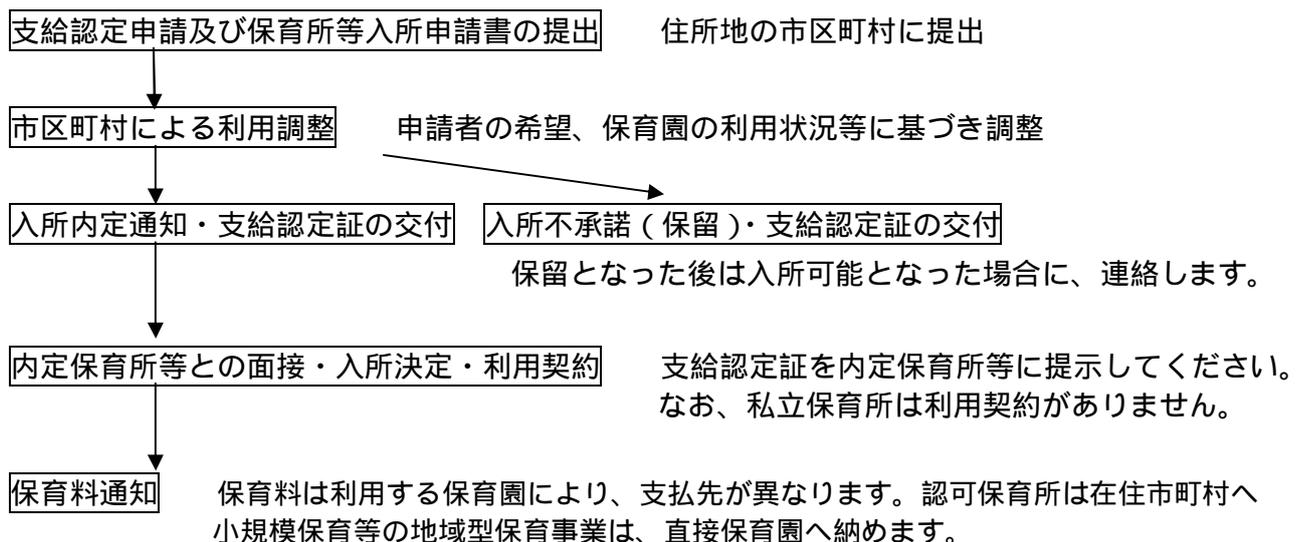
（1）利用調整結果（入所内定通知又は入所不承諾通知等）の送付について

| |
|---|
| 平成28年4月入所希望者の結果： <u>平成28年2月上旬までに送付予定</u> 平成28年5月以降の入所希望者の結果： <u>毎月下旬頃に送付</u> |
|---|

（2）保留（待機）の場合

利用調整結果（入所内定通知又は入所不承諾通知等）通知後、内定者の辞退や退園等で空きが出た場合は、優先順位の高い方から利用をご案内します。
年度途中の利用調整結果は、毎月20日以降に連絡します。（原則）
保留（待機）の方は、平成29年3月までの利用調整となりますので、平成29年4月以降も入所を希望する場合は、改めて申請が必要です。

5. 利用申請の流れ



6. 保育料について

(1) 決定方法

保育料は、父・母にかかる町民税額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって、町が設定した負担区分に応じて決定します。また、父・母が一定の収入に達していない場合には、同居している祖父母等の町民税等で決定される場合があります。

平成28年4月からの保育料表はまだ決定しておりませんが、平成27年度保育料表を参考としてください。なお、教材費・給食費などは別途、各保育園での徴収となり、金額も異なります。(育児休業中・求職中は延長保育の利用はできません)

- ・保育料は、その年度の町民税を基に毎年9月に算定されます。(4月～8月分は、前年度の町民税額、9月～3月分は、当年度の町民税額です。)
- ・年度途中で3歳のお誕生日を迎え、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度末までは3号認定の保育料となります。

(2) 支払方法

施設により支払方法が異なります。

《保育所の場合》

- ・原則口座振替で町が徴収します。(公立・私立とも保護者の負担する保育料は同額です。)
- ・振替日は、月の末日となります。ただし、末日が土日祝日のときは、翌営業日となります。
- ・きょうだいで同時に入所する場合、口座振替依頼書は一枚のみ提出下さい。
- ・すでにきょうだいが入所しており、口座振替にて保育料を徴収している場合は、再度の提出不要です。
- ・他市町村の公立保育所は、設置した市町村が保育料を徴収します。

口座振替の申し込みができる金融機関

| | | | |
|--------|----------|--------------|--------|
| みずほ銀行 | 三井住友銀行 | 三菱東京UFJ銀行 | 横浜銀行 |
| 湘南信用金庫 | かながわ信用金庫 | よこすか葉山農業協同組合 | ゆうちょ銀行 |

《保育所以外の場合》

- ・認定こども園(保育利用)家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)は直接施設・事業者を支払となります。支払方法等については直接施設にお問い合わせください。



平成27年度 保育料表

(単位：円)

| 階層 | 区分 | | 保育料(月額) | | | | | |
|----|----------------------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 保育標準時間 | | | 保育短時間 | | |
| | | | 3号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | 2号認定 | |
| | | | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 |
| 1 | 生活保護世帯 | 基準 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 町民税非課税世帯 | 基準 | 4,000 | 2,400 | 2,400 | 3,900 | 2,300 | 2,300 |
| | | 半額 | 2,000 | 1,200 | 1,200 | 1,950 | 1,150 | 1,150 |
| | | ひとり親等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 町民税均等割のみ | 基準 | 7,300 | 5,500 | 5,500 | 7,100 | 5,400 | 5,400 |
| | | 半額 | 3,650 | 2,750 | 2,750 | 3,550 | 2,700 | 2,700 |
| | | ひとり親等 | 6,300 | 4,500 | 4,500 | 6,100 | 4,400 | 4,400 |
| 4 | 所得割課税額 48,600円未満 | 基準 | 10,600 | 8,600 | 8,600 | 10,400 | 8,400 | 8,400 |
| | | 半額 | 5,300 | 4,300 | 4,300 | 5,200 | 4,200 | 4,200 |
| | | ひとり親等 | 9,600 | 7,600 | 7,600 | 9,400 | 7,400 | 7,400 |
| 5 | 所得割課税額 60,000円未満 | 基準 | 17,200 | 15,000 | 13,800 | 16,900 | 14,700 | 13,500 |
| | | 半額 | 8,600 | 7,500 | 6,900 | 8,450 | 7,350 | 6,750 |
| 6 | 所得割課税額 97,000円未満 | 基準 | 19,200 | 17,000 | 15,800 | 18,800 | 16,700 | 15,500 |
| | | 半額 | 9,600 | 8,500 | 7,900 | 9,400 | 8,350 | 7,750 |
| 7 | 所得割課税額 169,000円未満 | 基準 | 31,800 | 29,000 | 27,600 | 31,200 | 28,500 | 27,100 |
| | | 半額 | 15,900 | 14,500 | 13,800 | 15,600 | 14,250 | 13,550 |
| 8 | 所得割課税額 230,000円未満 | 基準 | 41,000 | 32,300 | 28,000 | 40,300 | 31,700 | 27,500 |
| | | 半額 | 20,500 | 16,150 | 14,000 | 20,150 | 15,850 | 13,750 |
| 9 | 所得割課税額 301,000円未満 | 基準 | 46,000 | 33,000 | 28,500 | 45,200 | 32,400 | 28,000 |
| | | 半額 | 23,000 | 16,500 | 14,250 | 22,600 | 16,200 | 14,000 |
| 10 | 所得割課税額 397,000円未満 | 基準 | 59,400 | 33,600 | 29,200 | 58,300 | 33,000 | 28,700 |
| | | 半額 | 29,700 | 16,800 | 14,600 | 29,150 | 16,500 | 14,350 |
| 11 | 所得割課税額 397,000円以上 | 基準 | 61,400 | 34,000 | 30,000 | 60,300 | 33,400 | 29,400 |
| | | 半額 | 30,700 | 17,000 | 15,000 | 30,150 | 16,700 | 14,700 |

注1 2～11階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園等に入園している場合、年齢の高い順から基準額、次に半額（3人以上の入園はその児童以降0円）となります。

注2 年齢の判定は入園の年度の初日（4月1日）の年齢で決定し、年度の途中で誕生日が到来しても年齢の判定は変わりません。

注3 ひとり親等（第2階層～第4階層）とは、ひとり親家庭や児童の属する世帯に障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている人がいる場合が対象です。

7. 入所後の状況確認

入所後、次年度の入所継続の希望や家庭の状況確認を行うため、11月頃に入所の継続確認を行います。なお、必要に応じて面接による資格審査を行うことがあります。

書類については、各園を通じて配付します。(町外の施設に入所している方には、直接ご自宅に郵送する場合があります。)提出がない場合、利用ができなくなりますので必ず提出してください。

8. その他

保育園ごとに、園のきまりが異なります。個人負担の教材費や持ち物、ならし保育の期間や延長保育の時間などそれぞれの園のきまりを守るようお願いします。

原則として、土曜日の保育は、就労等でお子様を保育できない方を対象としています。平日でも、両親のどちらかがお休みの場合は、保育の利用ができないなどの制限があります。

9. 届出について

次の場合はただちに子ども育成課(7番窓口)及び入所している施設へ届出をしてください。

- (1) 退職、病気軽快、その他の理由でお子さまの保育が可能になったとき
- (2) 転出(転居)等により保育所へ通所できなくなったとき
- (3) 仕事先が変わった(転職)とき
- (4) 住所、氏名、世帯構成に変更があったとき
- (5) 父母等の税額に変更があったとき
- (6) その他届け出の内容に変更があったとき

葉山町内の保育所等一覧

| (主体) 施設・事業者名 | 定員 | 保育年齢 | 開所時間 (括弧内は土曜日) | 短時間保育 | 延長保育 (標準時間) | 延長保育料 (目安) | 所在地 電話番号 |
|--------------------|-----|------------------|-----------------------|------------|----------------|--|-----------------------|
| (公立) 葉山保育園 | 100 | 生後57日以上 | 7:30~19:00 (17:00) | 9:00~17:00 | 18:30~ | 30分300円 | 堀内2050-9 875-6246 |
| (私立) 葉山にこにこ保育園 | 85 | 生後57日以上 | 7:00~19:00 (18:00) | 9:00~17:00 | 18:00~ | 30分400円 60分800円 月極30分3,000円 月極60分6,000円 | 長柄991 875-2324 |
| (私立) 葉山ぎんのすず保育園 | 60 | 生後57日以上 | 7:00~19:00 (18:00) | 8:30~16:30 | 18:00~ | 10分100円 1ヶ月上限6,000円 | 堀内1130-1 854-9057 |
| (私立) おひさま保育室 | 30 | 生後57日以上 | 7:30~19:00 (18:30) | 8:30~16:30 | 18:30~ | 30分500円 月極30分4,000円 月極60分8,000円 | 一色1531-11 876-3277 |
| (私立) 風の子保育園(注) | 19 | 生後57日以上 ~3歳未満 | 7:00~20:00 (18:00) | 9:00~17:00 | 18:00~ | 18:00~19:00 15分200円 19:00~20:00 15分400円 | 一色1441 876-2118 |

(注)風の子保育園は、0歳から2歳までの小規模保育事業者

開所時間の括弧書きは土曜日の時間です。

延長保育は、別途延長保育料がかかります。園ごとに異なりますのでご確認ください。

平成28年度 葉山町内保育所等募集状況

- * 下表は、葉山町内の保育所等が平成28年度、新たに募集する児童の人数です。
- * 入所可能数が「0」の場合も、申請できます。希望保育所順に申請書のご記入をお願いします。
- * 保育施設等の見学については、直接ご希望の保育所等にお問合せください。

平成28年4月1日 入所可能人数(見込み)

| 施設・事業者名 | クラス | | | | | |
|------------|-----|----|----|----|----|----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| 葉山保育園 | 7 | 12 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| 葉山にこにこ保育園 | 12 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 葉山ぎんのすず保育園 | 9 | 3 | 0 | 1 | 10 | 9 |
| おひさま保育室 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 風の子保育園(注) | 3 | 3 | 0 | | | |

人数については在園児等の状況により変動する可能性があります。

申請手続きの際にご確認ください。

(注)風の子保育園は、0歳から2歳までの小規模保育事業者

平成28年度の年齢別クラスは次のとおりです。

| クラス | 生年月日 |
|-----|-----------------------------------|
| 0歳 | 平成27年(2015年)4月2日～ |
| 1歳 | 平成26年(2014年)4月2日～平成27年(2015年)4月1日 |
| 2歳 | 平成25年(2013年)4月2日～平成26年(2014年)4月1日 |
| 3歳 | 平成24年(2012年)4月2日～平成25年(2013年)4月1日 |
| 4歳 | 平成23年(2011年)4月2日～平成24年(2012年)4月1日 |
| 5歳 | 平成22年(2010年)4月2日～平成23年(2011年)4月1日 |

入所希望事前説明会について

- * 新年度入所申込に向けて、園の様子を知りたい方は以下の説明会をご利用ください。
- * 詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

| 施設・事業者名 | 日にち | 時間 | 事前申込 |
|-----------|-----------|-------------|------|
| 葉山にこにこ保育園 | 11月12日(木) | 10:00～11:00 | 要 |
| おひさま保育室 | 11月14日(土) | 9:00～10:00 | 不要 |



連絡及びお問い合わせ先

〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135

葉山町 福祉部 子ども育成課 児童福祉係

電話 046(876)1111 内線 222